

# **京都市中小事業者の 省エネリノベーション支援事業補助金**

## **交付申請 入力・記載例**

令和7年11月28日 第一版

# 留意事項

## ● 本事業の実施における留意事項

本補助金の交付を申請する事業者の皆様には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及び「交付規程」をご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで、手続きを適正に行っていただきますようお願ひいたします。

## ● 申請の留意事項

### ア 主な内容について

- ・ 申請等は、事務局が書類の不足等がないことを確認した時点で受け付けたものとみなします。電子申請フォームのステータスで確認ください。
- ・ 申請窓口において、申請書類等の写しの交付や返却は行いませんので、控えはご自身でご用意ください。
- ・ 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ・ 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。(軽微な変更を除く。)
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

### イ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上(選定しない方の事業者が作成したものも含む。)から取得する必要があります。

※見積書の取得に当たっては、宛名(申請者名)、発行日(交付申請前の日付)が明記された見積書を事業者から取得してください

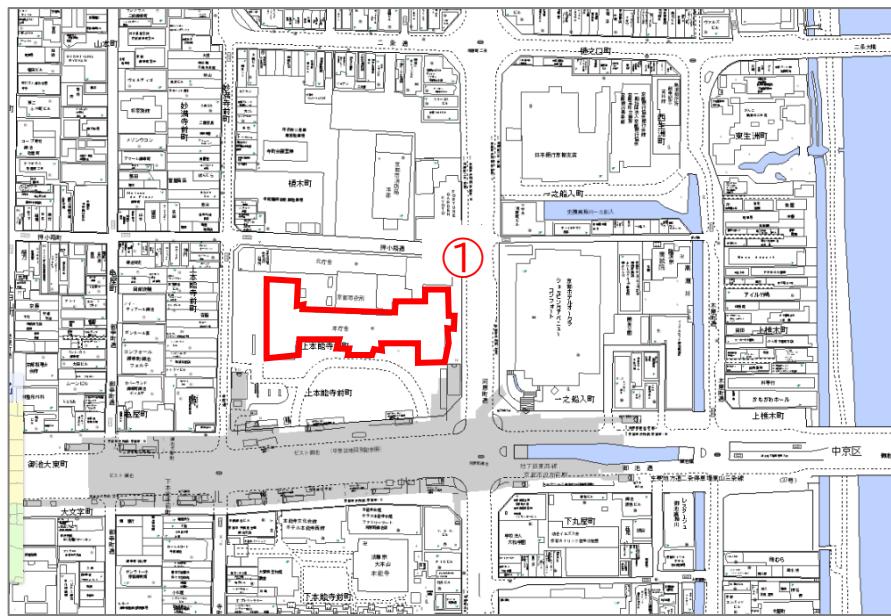
### ウ 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め必要な写真をご撮影ください。

# 交付申請

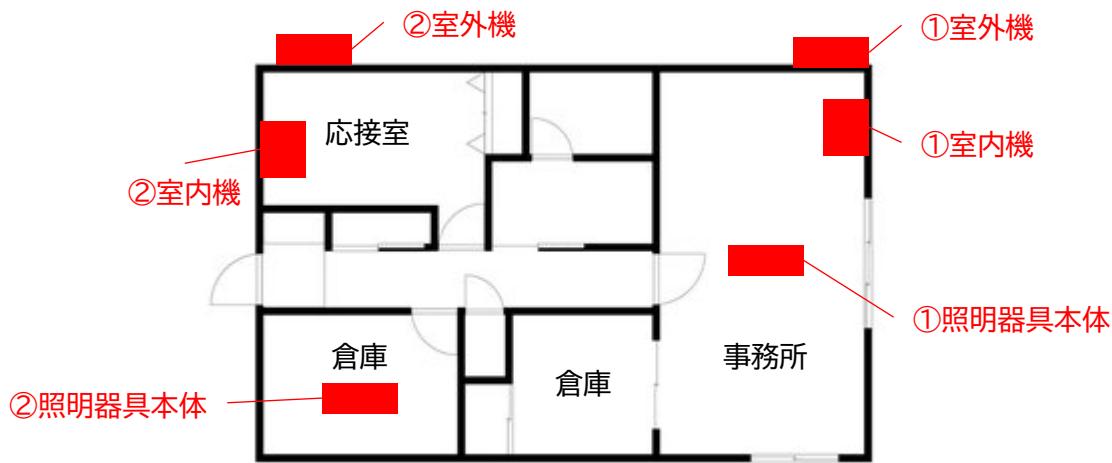
# 事業所の位置図(任意様式)、 補助対象工事を行う部屋及び設置箇所がわかる平面図

## 事業所の位置図(任意様式)



補助対象を設置する事業所の場所がわかるよう、その周辺を示した地図の写しを提出してください。  
※複数事業所で事業を実施する場合、事業を実施する場所すべての事業所の位置図を提出してください

## 補助対象工事を行う部屋及び設置箇所がわかる平面図(任意様式)



事業所の間取り及び補助対象設備の設置箇所がわかる平面図を提出してください。  
※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号等と対応させて、わかりやすく整理してください

# 見積書(任意様式)

## 見積書(任意様式)

### <見積書の取得について>

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上(選定しない方の事業者が作成したものも含む。)から取得する必要があります。

### 見積書

株式会社●●● 御中

見積日 2025年11月28日

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件名	空調設備、照明器具更新
納期	2026/1/31
支払条件	月末締翌月末払
有効期限	90日

株式会社▲▲

〒123-4567  
京都府京都市●区▲町1-1  
TEL : 075-123-4567  
担当：京都 太郎

合計

27,500 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	税率	金額
補助対象経費					
空調設備	1	式	10,000	10%	10,000
照明器具	1	式	5,000	10%	5,000
補助対象外経費					
メンテナンス費用	1	式	10,000	10%	10,000
※は軽減税率対象					
税率別内訳	税抜金額	消費税額		小計	25,000
10%対象	25,000	2,500		消費税	2,500
軽減8%対象	0	0		合計	27,500
0%対象	0	0			

備考

- 同条件で2者以上の見積書を取得している
- 宛名(申請者名)、発行日(作成日)が明記されている
- 補助対象経費と補助対象外経費の別が分かる
- 見積の項目は補助対象設備ごとに分けて記載している
- 複数事業所を申請される場合は、事業所ごとに見積の項目を分けて記載している
- 補助対象設備ごとに、補助対象経費の合計が分かるように記載している
- 補助対象となる工事で値引きがある場合、補助の対象となる工事に要する費用は値引き分を引いた費用とし、見積書には記載していない

# 機器表(様式データ)

## 【機器表】空調設備

### 【機器表】空調設備

黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。

補助対象事業は、更新前機器が2014年製以前の設備、更新後が2024年製以後の設備であることです。

NO.	機種・型番	製造年	台数	既設				新設						
				冷房		暖房		機種・型番	製造年	台数	冷房		暖房	
				定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)	定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)				定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)	定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)
例	AOO500OO	2010	I	5.10	1.83	6.30	1.75	BOO500OO	2025	I	5.60	1.72	6.70	1.58
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

例にならって、導入する空調設備すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。  
補助対象事業は、更新前機器が2014年製以前の設備、更新後が2024年製以後の設備であることです。  
定格能力、定格消費電力はカタログや銘板にある数値を記載してください。

## 【機器表】照明機器

### 【機器表】照明機器

黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。

補助対象事業は、更新前機器が非LED照明器具、更新後機器がLED照明器具であることです。

NO.	室名	既設(非LED照明機器)					新設(LED照明機器)				
		照明器具メーカー	機種・型番	台数	消費電力 (W/台)	光源種別	照明器具メーカー	機種・型番	台数	消費電力 (W/台)	光源種別
例	応接室	OO電気	AA-12348-BC	10	20.00	非LED	◇◇電機	LED-I 234	10	20.00	LED
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

例にならって、導入する照明機器すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。  
補助対象事業は、更新前機器が非LED照明器具、更新後機器がLED照明器具であることです。

## 【機器表】給湯設備

### 【機器表】給湯設備

黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。

補助対象事業は、手引きの燃料転換表に該当する更新で、更新後設備は2024年製以後の設備です。

NO.	既設				新設				
	給湯設備メーカー	機種・型番	台数	燃料種	給湯設備メーカー	機種・型番	製造年	台数	燃料種
例	OO電機	AA-12348	I	都市ガス・プロパンガス	◇◇電機	BB-3456	2025	I	電気
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

例にならって、導入する給湯設備すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。  
補助対象事業は、手引きの燃料転換表に該当する更新で、更新後設備は2024年製以後の設備です。

# 導入設備の仕様が分かるカタログ等の写し

## カタログ等の写し

容量・型名（相当馬力）		160型（6）	224型（8）	280型（10）
室外ユニット型式		A-01-B	C-02-D	E-03-F
電源仕様			三相200V	
定格冷房標準能力 [最大 () kW]		14.0[16.0]	20.0[22.4]	25.0[28.0]
定格暖房標準能力 [最大 () kW]		16.0[18.0]	22.4[25.0]	28.0[31.5]
最大暖房低温能力 (kW)		14.7	20	24
外形寸法W×D×H (mm)		950×370×1,140	950×37	0×1,380
消費電力	冷房 (kW)	4.15	4.95	8.06
	暖房 (kW)	3.8	4.92	7.08
運転電流	冷房 (A)	12.9	15.4	24.8
	暖房 (A)	11.8	15.3	21.7
力率	冷房 (%)	91	95	93
	暖房 (%)	91	95	93
	始動電流 (A)	—	—	—
	APF2015 (通年エネルギー消費効率)	6	6.2	5.7
圧縮機	電動機出力 (kW)	3.855	4.25	6.7
送風機	定格風量 (冷房-暖房 []) m <sup>3</sup> /min]	82.5-86.5	140.0-140.0	147.0-147.0

補助対象設備の型番や性能等、機器の導入前後が比較できるものを提出してください。  
また対象設備の機器が分かるようにマーカー等を引いてください。

# 補助対象事業着工前の写真

## 補助対象事業着工前の写真

以下の内容を含めた導入前の設置状況と製品型番がわかる写真を提出してください。

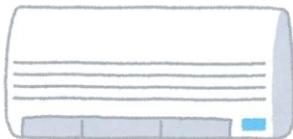
【空調設備】□型番 □室内機 □室外機

【照明機器】□型番 □照明器具本体

【給湯設備】□型番 □給湯機本体

### 【空調設備】

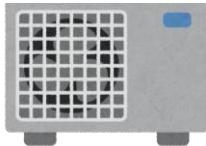
室内機(イメージ)



室内機銘板(イメージ)



室外機(イメージ)



室外機銘板(イメージ)



### 【照明機器】

照明機器本体(イメージ)

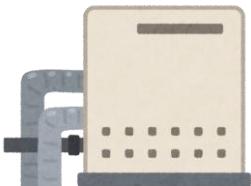


照明機器銘板(イメージ)



### 【給湯設備】

給湯機本体(イメージ)



給湯機銘板(イメージ)



銘板等にて確認いただくことになりますが、破損等でわからない場合は 販売店・設備会社にご相談ください。なお、専門家に見ていただいても不明な場合は、設置年における一般的な機器と同等とし、その旨を記載して申請してください。ただし、その場合、一般的な機器とした根拠資料の提出を求めることがあります

# 新規申請の開始

交付申請を開始する場合は、事務局ホームページ<https://j-lppf2.jp/kyoto-chusho-eco/>をご覧ください。交付申請の事業概要・規程・補助金の執行状況等をよくご確認の上、「新規申請フォーム」より申請してください。

<事務局ホームページ>



## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

事業概要

補助金の執行状況

申請

資料のダウンロード

よくあるご質問

### 京都市中小事業者の 省エネリノベーション支援事業補助金



申請中に申請データを一時保存することはできません。

申請時は最後まで入力いただき、「回答」ボタンを押して申請が完了したことを確認してください。

またページを更新したり、閉じたりしてしまうと入力内容が消えてしまい、初めから入力が必要となります。操作に注意しながら申請を進めてください。

申請途中のデータは事務局でも確認ができませんので、予めご了承ください。

### 事業概要

新規申請フォーム

事業目的

マイページ

申請済の申請内容・状況の確認や、不備の修正は「マイページ」から可能です。  
詳細は「申請状況の確認・不備対応の方法」をご参照ください。

新規申請フォーム

マイページ

## 【交付申請】新規申請(連絡先情報)

 必須項目 任意項目

## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

## 交付申請フォーム

申請日は自動で今日の日付が入ります。  
※編集はできません。

申請日 \*

 2025-11-28

## 連絡先情報

こちらの登録先にご連絡いたします。手続きを委任する場合は、委任先の情報をご登録ください。

※連絡先は1か所のみ設定可能です。

連絡先\_担当者氏名 \*

中小 太郎

連絡先\_メールアドレス \*

kyoto-chosho-eco@bsec.jp

連絡先\_電話番号 \*

075-275-3056

ハイフンありで登録してください。なお固定電話の場合、市外局番地から登録してください。

こちらのメールアドレス宛に申請状況の確認リンクや交付決定通知/交付額決定通知を送付いたします。  
また申請状況を確認するにはメールアドレスでのログインが必要です。

原則、メールでご連絡いたしますが、連絡が取れない場合、お電話でご連絡させていただく場合がございます。

## 【交付申請】新規申請(申請者情報)

必須項目  任意項目

## 申請者情報

申請者\_事業者名 \*

株式会社京都市テスト

申請者\_事業者名\_ふりがな \*

かぶしきがいしゃきょうとしてすと

申請者\_所在地\_郵便番号 \*

6 0 0 - 8 0 2 3

郵便番号から自動で入力されるため、適宜修正してください。

申請者\_所在地 \*

京都府京都市下京区富永町

申請者\_番地 \*

338

申請者\_建物名

京阪四条河原町ビル7階

申請者\_電話番号 \*

075-275-3056

ビルやテナント等建物内にある場合、建物名や階数、部屋番号を入力ください。

申請者\_資本金または出資金の額 \*

5,000,000

千円

申請者\_従業員数 \*

50

人

0以上の自然数で数字のみ入力ください

申請者\_業種

卸売業

プルダウンの選択肢からお選びください。

申請者\_担当者氏名 \*

京都市 テスト

申請者\_担当者電話番号 \*

090-1234-5678

ハイフンありで登録してください。なお固定電話の場合、市外局番地から登録してください。

申請者\_担当者メールアドレス \*

kyoto-chosho-eco@bsec.jp

前頁の連絡先と同じ場合、同じ電話番号、メールアドレスを入力してください。  
委任等で連絡先情報と違う場合、申請者(委任元)の電話番号、メールアドレスを入力してください。

# 【交付申請】新規申請(設置場所情報)

必須項目  任意項目

本事業を実施する場所すべてを入力ください。  
申請者所在地と同じ場合、再度同じ内容を入力ください。  
補助対象者が所有する市内の複数の事業所での事業を申請する場合、申請は一括で行っていただけます。

## 設置場所情報

申請者情報同様の場合、チェックを入れていただくと、記入欄が省略されます。  
設置場所情報を入力する場合、以下の項目は入力必須となります。

申請者情報と同様

設置場所\_事業所名 \*

設置場所\_所在地\_郵便番号 \*

1	0	0	-	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

郵便番号はハイフンなしで7桁の数字のみ入力ください。

設置場所\_所在地 \*

設置場所\_番地 \*

設置場所\_建物名

設置場所が複数ある場合、チェックを入れてください。以下の項目は入力必須となります。

設置場所が複数ある場合

設置場所が2か所以上の場合、ーで削除することができます。  
設置場所が1か所の場合、このボタンは機能しません。

郵便番号はハイフンなしで7桁の数字のみ入力ください。

設置場所

設置場所_事業所名	設置場所_所在地 *	設置場所_番地 *	設置場所_建物名
※ハイフン不要			



スクロールにて横に移動することができます。

設置場所を2か所以上にしたい場合、+で設置場所を増やすことができます。

# 【交付申請】新規申請(設備情報)

## 設備情報

必須項目

任意項目

### 空調設備

導入設備\_空調設備 \*

導入  導入しない

設備の導入について入力ください。  
複数事業所で設備を導入する場合、すべての設備の必要書類を添付してください。  
導入しない場合、該当の設備の「導入しない」を選択してください。  
(設備を導入しない場合、資料の添付は不要です。)

機器表 \*

ファイルは複数添付できます。xlsxファイルのみアップロード可能。

仕様のわかるカタログ等の写し \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入するか導入しないかを選択ください。  
導入する場合、導入設備に応じた必要書類を添付してください。

導入前写真\_型番 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_室内機 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_室外機 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

### 照明機器

導入設備\_照明機器 \*

導入  導入しない

ファイルは複数添付可能です。

機器表 \*

ファイルは複数添付できます。xlsxファイルのみアップロード可能。

仕様のわかるカタログ等の写し \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_型番 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_照明器具本体 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

### 給湯設備

導入設備\_給湯設備 \*

導入  導入しない

機器表 \*

ファイルは複数添付できます。xlsxファイルのみアップロード可能。

仕様のわかるカタログ等の写し \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_型番 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

導入前写真\_給湯機本体 \*

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

# 【交付申請】新規申請(補助金交付申請額、添付資料)

必須項目  任意項目

## 補助金交付申請額

補助対象経費合計（税抜価格）\*

1,000,000

補助対象外経費を除いた補助対象経費の合計額を入力してください。

複数設備を導入する場合、すべての事業（設備）の補助対象額の合計額を入力してください。

補助金交付申請額

333,000

20万円以上200万円以下

自動算出されます。  
審査によって補助金交付額が変動する場合があります。

※補助対象経費（税抜価格）×1/3で自動算出されています。（千円未満切り捨て）

※上記事業に直接関係のない工事等の経費が計上されていることが判明した場合、補助金の全額返還となりますので、御注意ください。

事業着手予定日\*

2025-12-15

事業完了予定日\*

2026-01-30

## 添付資料

事業着手は交付決定後かつ交付決定の日から30日以内に行ってください。  
審査期間は、必要書類が揃ってから10営業日程度要すため、余裕をもった事業実施期間としてください。

事業所の位置図\*

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

設置個所の平面図\*

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

採用見積書\*

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

相見積書\*

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

その他必要と認める書類

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

項目に応じた必要書類を添付してください。  
資料が複数ある場合は、すべての資料を添付してください。  
ファイルは複数添付可能です。

## 【交付申請】新規申請(委任者)

 必須項目  任意項目

## 委任情報

## 委任者

本補助金の申請を委任する場合、「委任します」にチェックをいれてください。  
委任される場合、委任者情報をすべて入力してください。  
委任されない場合は委任者情報は入力不要です。

 委任します

## 委任状 \*

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該交付申請手続について、以下の者を代理人と定め、手続を委任します。

## 代理申請事業者名 \*

株式会社委任事業者名

## 委任先\_担当者氏名 \*

委任 太郎

## 委任先\_所在地 \*

京都府京都市下京区富永町338京阪四条河原町ビル7階

## 委任先\_電話番号 \*

075-123-5678

ハイフンありで登録してください。なお固定電話の場合、市外局番地から登録してください。

# 【交付申請】新規申請(誓約事項)

必須項目  任意項目

## 誓約事項

誓約事項 \*

誓約事項をよくお読みいただき、誓約いただける場合チェックをいれてください。  
誓約いただけない場合、本補助金の申請はできません。

(1)交付規程第3条を満たしていること。

(2)市税その他の租税を滞納していないこと。

(3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4)導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。

(5)この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第2条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。

(6)事業所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。

(7)本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではない。

すべての申請情報を正しく入力しましたら、確認ボタンを押してください。  
確認ボタンを押しても申請は完了しません。

確認ボタンを押下後、入力や添付に不備があればエラー内容が表示されますので、ご確認のうえ対応をしていただき、再度確認ボタンを押下してください。入力や添付に不備がなければ、申請内容の確認画面に移行します。申請内容に問題がなければ「回答」ボタンを押してください。回答ボタンを押下し、画面が移行したら交付申請の提出が完了です。

# 【交付申請】新規申請(交付申請書の提出の確認)

回答ボタンを押下後、提出完了画面となります。

## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金

ご登録いただいた連絡先メールアドレス宛に自動配信メールをお送りしました。

届いていない方は京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局までお問合せください。

【問合せ先】

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局

電話番号：075-275-3056

メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

[申請状況を表示](#)

連絡先メールアドレス宛に、申請受付完了のメールが届きます。

市内中小事業者向け高効率機器/断熱改修補助金の申請を受け付けました [要約する](#)



京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局<autoreply@kintoneapp.com>

...

宛先:

このメッセージは、システムより自動送信されています。  
返信は受け付けておりません。

有限会社

担当者氏名様

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金の申請を受け付けました。

申請状況は下記URLよりご確認いただけます。

[https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2F6c22e30a.viewer.kintoneapp.com%2Fpublic%2Fa74abaef191ed2db774ee607a58b488be69dae5db36a945a226ce0d70aa20a1f&data=05%7C02%7Cc\\_kato196%40jtb.com%7Cdc0a2f5f07ea48b72e6908de2bd25c05%7Ccea04946421d42f9854101db3469d389%7C0%7C0%7C638996379652376739%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIYiOiwLjAuMDAwMCIsIAlAiOjXaW4zMilsIkFOjoiTWFpbClslldUijoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=ku3jz9XALTQ6kkPpNatEA1jiZKa3LclH4j09uW1%2FZj8%3D&reserved=0](https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2F6c22e30a.viewer.kintoneapp.com%2Fpublic%2Fa74abaef191ed2db774ee607a58b488be69dae5db36a945a226ce0d70aa20a1f&data=05%7C02%7Cc_kato196%40jtb.com%7Cdc0a2f5f07ea48b72e6908de2bd25c05%7Ccea04946421d42f9854101db3469d389%7C0%7C0%7C638996379652376739%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIYiOiwLjAuMDAwMCIsIAlAiOjXaW4zMilsIkFOjoiTWFpbClslldUijoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=ku3jz9XALTQ6kkPpNatEA1jiZKa3LclH4j09uW1%2FZj8%3D&reserved=0)

ご質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

\*本メールにお心当りのない場合は、お手数ですが下記メール宛に返信いただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局

電話番号：075-275-3056

メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

# 交付申請書(第1号様式)

原則オンライン申請です。  
オンライン申請方法は13ページからご確認ください。

申請日を記入して下さい。

第1号様式（第5条関係）

2025年 11月 26日

(宛先) 京都市中小事業者の省エネリノベーション  
支援事業補助金事務局 御中

## 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請書

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請第5条の規定により、以下のとおり補助金の交付申請を行います。

ビルやテナント等建物内にある場合、建物名や階数、部屋番号まで記入ください。

### 1 申請者の情報

ふりがな	かぶしきがいしゃきょうとしてすと
申請事業者名	株式会社京都市テスト
所在地	〒600-8023 京都府京都市下京区富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階 TEL ( 075-275-3056 )
資本金または出資金の額	5,000,000 千円
従業員数	50 人
業種	各種商品小売業
連絡先 TEL メールアドレス 担当者名	(TEL) 090-1234-5678 (メールアドレス) kyoto-chusho-eco@bsec.jp (担当者名) 京都市 テスト

委任される場合、申請者(委任元)の電話番号、メールアドレス等を入力してください。

#### <事業所①>

事業所名	株式会社京都市テスト 京都支店
所在地	〒600-8023 京都府京都市下京区富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階

#### <事業所②>

本事業を実施する場所すべてを記入ください。  
申請者所在地と同じ場合、再度同じ内容を記入ください。  
補助対象者が所有する市内の複数の事業所での事業を申請する場合、申請は一括で行っていただく必要があります。

〒  
京都市

設置場所が2か所以上の場合、追加枠にて記入下さい。

〒  
京都市

所が4つ以上ある場合は、その旨を事務局にお伝えください。

### 3 事業内容（導入する設備にチェックを入れ、必要事項を記入してください。）

# 交付申請書(第1号様式)

設備の導入について記入ください。  
複数の設備を導入する場合、事業全体の設備情報を記入してください。

## 事業全体

予定日	事業着手日	2025年12月15日
	事業完了日	2027年01月28日

- 空調設備
- 照明機器
- 給湯設備

事業着手は交付決定後かつ交付決定の日から30日以内に行ってください。  
審査期間は、必要書類が揃ってから10営業日程度要すため、余裕をもった事業実施期間としてください。

## 4 補助金交付申請額

(200,000円≤)	総額	2,000,000円 (≤2,000,000円)
※補助対象経費（税抜価格）×1/3で算出してください。		

補助対象経費（税抜価格）×1/3で算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨ててください。審査によって補助金交付額が変動する場合があります。

補助対象経費計	総額 10,000,000,000円（税抜価格）
---------	--------------------------

## 5 添付書類

- 事業実施計画書
- 補助対象工事を行う部屋及び既存・新設機器の設置箇所がわかる平面図
- 見積書（参考なし）
- 機器表（複数設備を導入する場合、すべての事業（設備）の必要書類を提出してください。）
- 仕様の分かるカタログ等の写真
- その他書類添付がある場合は、内容を記載ください。
- 補助対象事業着工前の写真
- その他必要と認める書類 ( テスト書類 )

## 6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネルギーーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理申請事業者と定め、委任します。

代理申請事業者名	株式会社委任事業者名
担当者氏名	委任 太郎
所在地	京都府京都市下京区富永町338 京阪四条河原町ビル7階
電話番号	075-123-5678
メールアドレス	kyoto-chusho-eco@bsec.jp

※手続の本補助金の申請を委任する場合、委任者情報をすべて記入してください。  
理 委任されない場合は委任者情報は記入不要です。  
合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

# 交付申請書(第1号様式)

誓約事項をよくお読みいただき、誓約いただける場合チェックを入れてください。  
誓約いただけない場合、本補助金の申請はできません。

- 7 誓約事項（誓約いただける場合、□にチェックを入れてください。）

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 交付規程第3条を満たしていること。
- (2) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- (5) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- (6) 事業所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。
- (7) 本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではないこと。